

# 南あわじ市



## 農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

### 第13号

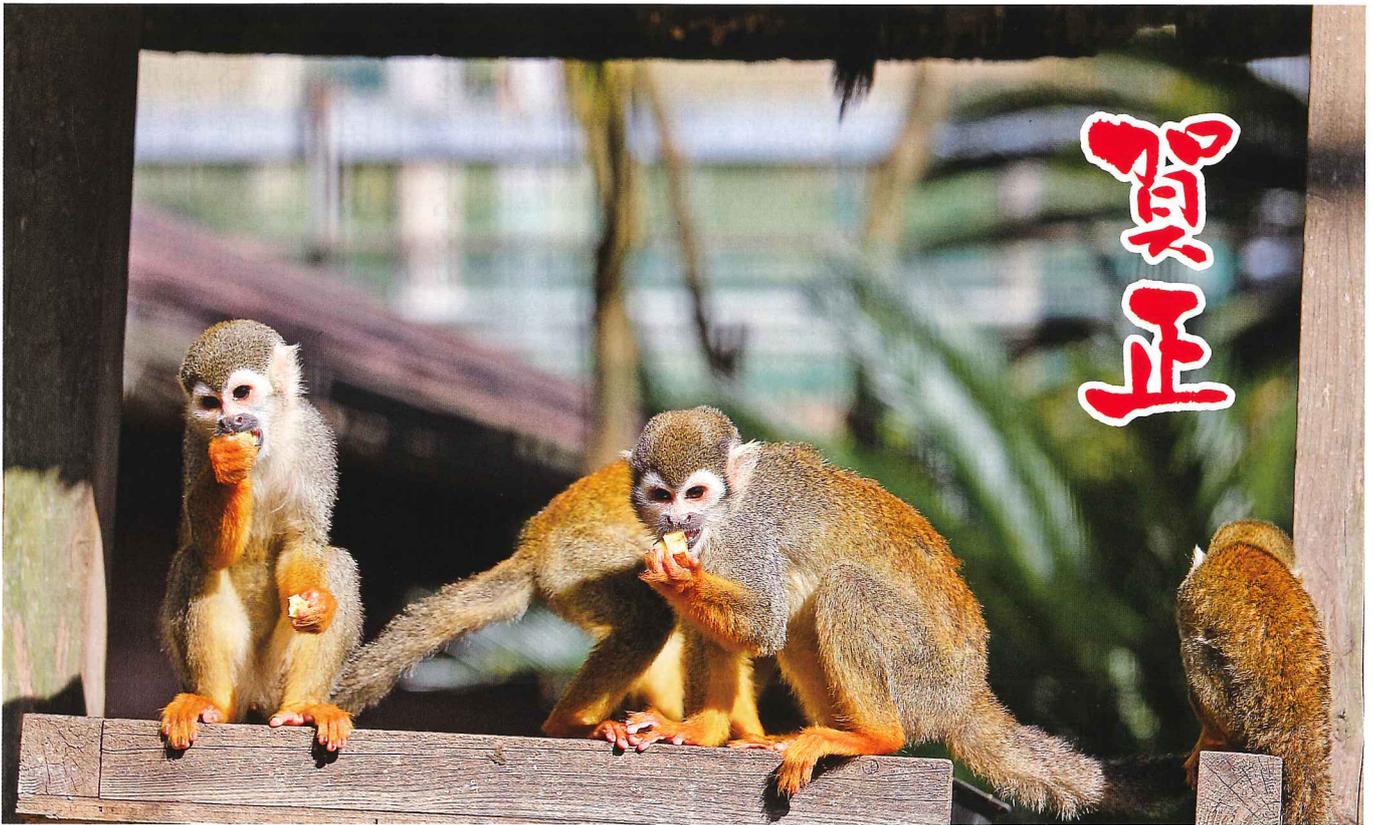
平成28年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492 南あわじ市市善光寺2番地1  
TEL (0799)43-5236 FAX (0799)43-5336

市役所にご来庁の皆様へ

農業委員会事務局は市役所(新庁舎)本館2階にあります。



# 賀正

今年の干支「申」にちなんで、イングランドの丘のリスザルです。エサをほおぼったり、ジャンプしたり、走り回ったり…。そんなリスザルから目が離せません。「みんな、あいにきてね♡」

### 新年のごあいさつ



南あわじ市農業委員会

会長 阿部 幸弘

新年あけましておめでとうございます。  
旧年中は、農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市の基幹産業である農業を取巻く環境は厳しい状況にあります。従事者の高齢化、農家数及び農地面積の減少、鳥獣害の増加、耕作放棄地の増加、T P Pの影響も心配され課題が山積みしております。

農業委員会ではこれらの課題に対応して、一年を通して農地相談窓口、農業者年金、労災保険の推進、農地の全筆調査による意向確認や適正指導等の取組みによって、農家の皆さんに寄り添って希望の持てる環境をつくる活動をしたいと考えております。

また関係機関であります南あわじ市農商部では、「人・農地プラン」の取組を推進しております。また、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」について、市内各地区で説明会が開催され、十集落余りが作成に至っております。引き続き多くの地区で取組まれることを願っております。

本年も、三十六名の委員全員が法令を遵守し、公平公正な立場で南あわじ市農業及び農業者の振興発展のため、誠心誠意活動をして参ります。ご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

本年が皆様にとって健康で穏やかな良い年でありますようご祈念申し上げます。

# 農地バンクを活用しましょう!!

## 農地バンクとは

農地バンクとは、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、その情報を借りたい(買いたい)人へ提供し、農地の有効利用を図る事業です。

次のような理由でお困りの方は、農地バンクにご登録ください。登録は随時受け付けています。

- ・ 遠方に居住している方
- ・ 農業の規模縮小や離農を考えている方
- ・ 労力が不足している方(高齢、病気等)
- ・ 後継者がいない方

## 農業委員視察研修報告

会長職務代理 竹田 孝司

私ども委員一同は昨年十月二十九日〜三〇日、京田辺市農業委員会及び大果大阪青果(株)、大阪府立大学植物工場へと視察研修に行つて参りました。

京田辺市は玉露茶が主産品で、遊休地にはレモン、ジャパラの植樹を行っているとのことでした。

京田辺市農業委員会会長の「農家を守る」という話には共感しました。

また、大果大阪青果(株)では今後の市況見通しの説明を受け、植物工場では将来の野菜工場を見学しました。

この経験を活かし、今後の農業委員活動に取り組み所存です。



## ここが変わる! 農委・農地制度

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備するため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しが実施されます。

### 【改正のポイント】

- ① 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化
- ② 農地利用最適化推進委員を新設

\* 委員は、担当地域で担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などによる農地利用の効率化に取り組みます。

③ 農業委員の選出方法を変更  
\* 公職選挙法に基づくものから市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されます。

\* 改正法は、平成二八年四月一日に施行されますが、経過措置により南あわじ市農業委員は任期満了(平成二九年七月三一日)まで引き続き農業者委員として在任します。

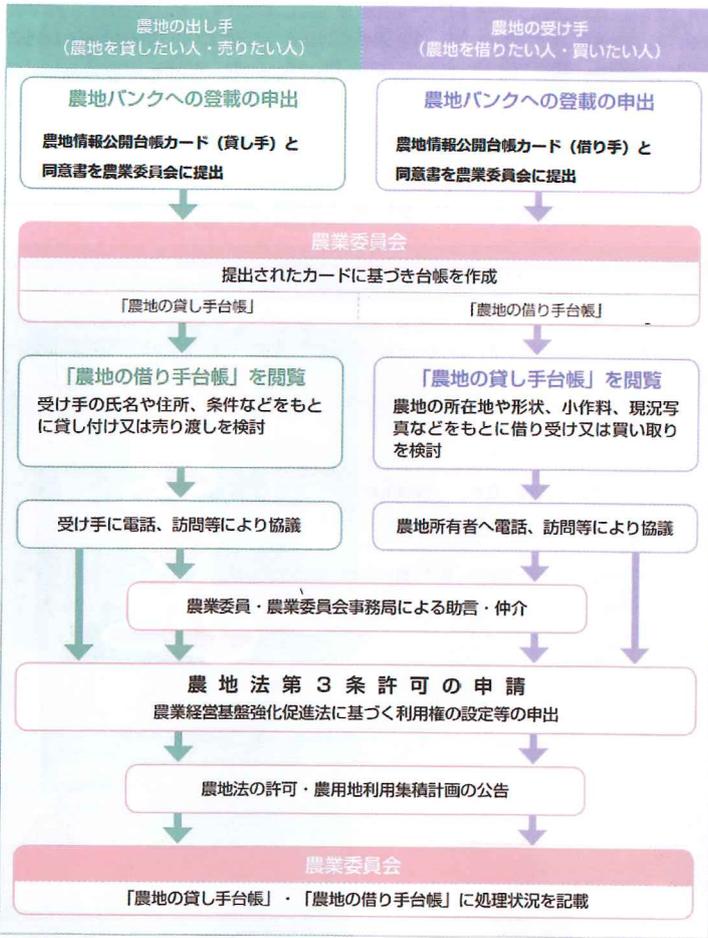
④ 農業委員会ネットワーク機構の整備

⑤ 農業生産法人の要件等の見直し  
\* 「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ名称が変更されます。

\* 構成員に占める農業者以外の割合が議決権の2分の1未満まで認められます。

\* 法人の役員の農作業従事要件が役員等のうち一人以上が農作業に常時従事すれば足りるようになります。

### ☆ 農地バンクの登録から権利の設定・移転までの流れ



## 農協選任委員の交代がありました。



やまの ひとし  
山野 均  
担当地区 長田

この度農協推薦により農業委員を拝命いたしました。与えられた仕事を一所懸命やる所存です。

委員の交代により、一部担当地区の変更がありました。

伊賀野地区  
井口 千尋委員

## 活動報告

南あわじ市農業委員会では全国の農業委員会からの視察の受け入れを行っています。今年度は、富山県砺波市と岡山県倉敷市からの視察があり、砺波市の視察では耕作放棄地対策と玉ねぎの栽培について、倉敷市の視察では農業委員会活動と耕作放棄地対策について、それぞれ意見交換をしました。

## 農業委員会はこんな活動をしています！

農業委員会には、農地法などに基づく法令事務と、農業者の代表として農政活動の普及のために行う促進事務があります。

- ◆農地の有効利用
  - ・農地の権利移動や転用に関する審議
  - ・農地パトロールの実施
  - ・農地利用状況調査の実施と遊休農地の利用意向調査
- ◆担い手の育成
  - ・認定農業者や新規就農者等への農地利用集積を進めるなど、経営改善の支援
  - ・人・農地プランの推進
- ◆情報提供
  - ・賃借料情報の公表
  - ・農業委員会だよりの発行
  - ・全国農業新聞の普及
- ◆その他
  - ・農地の貸し借りや売買などの相談
  - ・農地のトラブルや苦情に関する相談



農地パトロール

## 農地相談をご利用下さい。

農地の賃借・売買・転用等農地に関する悩みはありませんか。毎月1回農地相談を実施しています。なお、相談日以外でも、地区担当の農業委員や事務局に随時ご相談ください。

【農地相談開催日時】\*先着四人、予約必要

平成二八年一月二二日(金)午後一時～四時半

二月二六日(金)

三月二五日(金)

## 全国農地ナビって？

全国農地ナビ（農地情報公開システム）は、市町村および農業委員会が整備した農地台帳と地図情報の公表項目について、インターネット上で公表するサイトです。「全国農地ナビ」で検索してアクセスを！

全国農地ナビ

検索



## 全国農業新聞の購読を！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ情報満載。ぜひ購読を！

### 購読料

一ヶ月 七〇〇円

(送料、税込み)

お申し込みは地元農業委員もしくは農業委員会事務局まで。

## 賃借料情報

平成二六年一月から平成二七年一〇月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準

(二〇〇アール当たり)

※田のみ

(単位：円)

区分	平均額	最高額	最低額
表裏作	10,400	72,000	900
表作のみ	10,300	13,000	9,000
裏作のみ	9,000	12,500	4,000

## 申請書等審議日程

毎月次の日程により申請書等の受付、審議、許可等を行っています。申請についてのご相談は早めにお願ひします。

○申請書等受付締切

毎月五日

(閉庁日の場合は前日)

○総会

毎月二〇日頃

しっかり積み立て、がっちりサポート  
安心で豊かな老後を

# 農業者年金



- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

## 農業者年金の特徴

### ★ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

### ★ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

### ★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

### ★ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

### ★ 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、**全額が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税が節税になります。  
(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

### ★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)**があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の**経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給**できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのあわじ島農協、南あわじ市農業委員会、または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

あわじ島農業協同組合 TEL.0799-42-5200

農業委員会事務局 TEL.0799-43-5236

農業者年金基金

検索

